

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
24	市川 真未（3）	<p>1. 行政評価の在り方について</p> <p>行政機関の政策体系は、上位目的である「政策」の基本方針を実現するための具体的な方針や対策が「施策」、施策を具現化するための個々の手段が「事務・事業」であり、それぞれ目的と手段という相互関係です。</p> <p>行政評価とは、先述の政策、施策、事務事業を一定の目的・基準・視点により客観的に評価し、その評価結果を行政運営の改善・改革に結びつける手法であり、その政策評価、施策評価、事務事業評価について、以下質問します。</p> <p>(1) 本市が作成している行政評価の目的について。</p> <p>(2) 総務部企画課で施策評価調書を、総務部行政経営課で事務事業評価調書を作成していることについて。</p> <p>① それぞれの所属において施策評価と事務事業評価を実施している理由は何か。</p> <p>② それぞれの公表時期と公表方法はいかがか。</p> <p>(3) 令和4年度から開始した第六次富士市総合計画に合わせ、調書の改正を行なった理由について。</p> <p>(4) 評価の基準となる指標の選定方法について。</p> <p>(5) 生産性の向上のためには事務事業評価と人事評価を関連させることが重要だと考えるが、どのようにお考えか。</p> <p>(6) 事務事業を評価したことにより、どのように改善、改革に結びつけているか。</p>	市長 及び 担当部長